

# 令和8年度大阪港域内放棄自動車等処理業務委託仕様書

## 特記仕様書（1）

### 第1項 位置及び概要

#### 1 位置

大阪市此花・港・大正・住之江各区内の大阪港湾局所管の臨港道路（別紙位置図参照）及び近接する大阪港湾局所管施設等

#### 2 概要

- 本業務は、上記位置に放棄されている道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条に規定する自動車、原動機付自転車（ただし道路交通法（昭和35年6月25日法律第105号）第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車を除く。）（以下「放棄自動車等」という。）を収集運搬し、使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年7月12日法律第87号）第2条に規定する使用済自動車として適正に処理するものである。なお、放棄自動車等のうち、道路交通法第3条に規定する大型自動二輪車及び普通自動二輪車の収集運搬についても含むものとする。
- 処理数量は自動車10台程度、自動二輪車2台程度とする。（ただし、数量については増減がある）
- 放棄自動車等の収集運搬及び処理に要する費用は無償とする。  
ただし、使用済自動車の再資源化等に関する法律第73条に規定する再資源化預託金が預託されていない車両については、発注者が預託金を負担する。

### 第2項 特記事項

- 契約後、処理ルートの証明とその業務に必要な許可書等の写しの提出を求めることがある。この場合受注者はこれを拒んではならない。
- 受注者は、放棄自動車等の数量に大幅な増減があっても適切に履行し、発注者はその責を負わない。
- 受注者は、発注者から指示を受けたときは、速やかに放棄自動車等を収集撤去するものとし、撤去の日時を決定し発注者に連絡すること。
- 撤去に際して、受注者は撤去作業中の写真を撮影すること。なお、発注者は必要に応

じて現地立会を行う。

- 5 受注者は、撤去した車両について公益財団法人自動車リサイクル促進センターから「引取可能連絡書」が送付されるまで保管しておくこと。
- 6 受注者は、放棄自動車を処理した場合、別紙1の「放棄車両預託確認・申請書」を作成するとともに、車体番号の「石づり」を採取し、別紙2の『車台番号「石づり」コピー一台紙』に添付したものを、速やかに、それぞれ発注者に送付すること。車台番号を確認できない車両についてはコーションプレートを剥がし、発注者に送付する等、極力車台番号の確認に努めること。また、別紙3の「作業報告書」に撤去前、作業中、撤去後の写真等を貼付け速やかに発注者へ提出すること。加えて、車両のフロント、リア、車両全体、車台番号の石づりまたはコーションプレートを撮影すること。
- 7 受注者は、本業務を行うに際し第三者等に損害を与えたときは、その賠償の責を負うこと。
- 8 本業務の作業に必要な機材、作業員、車両等の調達は、すべて受注者の責任において行うこと。
- 9 その他、本業務の実施に際しては、発注者と十分に打合せのうえ、その指示に従うこと。

### 第 3 項 業 務 期 間

本業務は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

## 特記仕様書（2）

### （条例の遵守）

第1条 受注者および受注者の役職員は、本契約の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」（平成18年大阪市条例第16号）（以下「条例」という。）第5条に規定する責務を果たさなければならない。

### （公益通報等の報告）

第2条 受注者は、本契約について、条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者（大阪港湾局総務部総務課）へ報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第12条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者（大阪港湾局総務部総務課）へ報告しなければならない。

### （調査の協力）

第3条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

### （公益通報に係る情報の取扱い）

第4条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

### （発注者の解除権）

第5条 発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。

### （不適正要求等の報告）

第6条 発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者の大阪港湾局総務部総務課（連絡先 06-6615-7728）に報告しなければならない。

（発注者：大阪市 受注者：請負者）

## 暴力団等の排除に関する特記仕様書（3）

### 1 暴力団等の排除について

- (1) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）は、大阪市暴力団排除条例（平成23年大阪市条例第10号。以下「条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をしてはならない。
- (2) 受注者は、条例第7条各号に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）に、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をさせてはならない。

また、受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をした場合は当該契約を解除させなければならない。

- (3) 受注者は、この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から条例第9条に規定する不当介入（以下「不当介入」という。）を受けたときは、速やかに、この契約に係る本市監督職員若しくは検査職員又は当該事務事業を所管する担当課長（以下「監督職員等」という。）へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。

また受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに監督職員等へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。

- (4) 受注者及び下請負人等が、正当な理由なく本市に対し前号に規定する報告をしなかつたと認めるときは、条例第12条に基づく公表及び大阪市競争入札参加停止措置要綱による停止措置を行うことがある。
- (5) 受注者は第3号に定める報告及び届出により、本市が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。
- (6) 発注者及び受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者からの不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、履行日程の調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講じることとする。

### 2 誓約書の提出について

受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし、発注者が必要でないと判断した場合はこの限りでない。

## 特記仕様書（4）

本契約の個人情報に関する特記仕様を次のように定める。

### （大阪市個人情報保護条例の遵守）

第1条 大阪市(以下「発注者」という。)と本契約を締結したもの(以下「受注者」という。)は、本契約の履行に際しては、市民の個人情報保護の重要性に鑑み大阪市個人情報保護条例(平成7年大阪市条例第11号)(以下「条例」という。)の趣旨を踏まえ、条例の規定を順守し、また、受注者の従事者にも条例の規定を順守させなければならない。

### （秘密の保持等）

第2条 受注者は、当該業務の履行上知り得た秘密を保持しなければならない。

2 受注者は、条例第2条に規定する個人情報(以下「個人情報」という。)の漏えい、紛失、き損、改ざん等の防止をしなければならない。

### （目的外利用の禁止）

第3条 受注者は、個人情報を当該業務の履行の目的以外に利用してはならない。

### （第三者への提供の禁止）

第4条 受注者は、個人情報を第三者へ提供してはならない。

### （複写及び複製の禁止）

第5条 受注者は、個人情報を複写及び複製してはならない。

### （報告義務）

第6条 受注者は、個人情報に関する業務の履行において事故が発生した場合、発注者に遅滞なく報告しなければならない。

### （立入検査）

第7条 受注者は、発注者が個人情報の管理状況を確認する等立入検査が必要であると認めたときは、当該検査を受けなければならない。

### （提供資料の返還義務）

第8条 受注者は、当該業務の履行のため発注者から提供を受けた資料は、発注者に返還しなければならない。

### （委託者の解除権）

第9条 発注者は、受注者が本特記仕様書に記載された事項に違反した場合は、契約を解除することができる。

### （損害賠償）

第10条 発注者は、受注者が本特記仕様書に記載された事項に違反し、損害があるときは、その損害を受託者に請求することができる。

### （是正勧告）

第11条 発注者は、受注者が条例第15条第1項の規定に違反した場合は是正勧告を行い、勧告に従わない場合はその事実を公表することができる。

### （再委託等の禁止）

第12条 発注者と受注者は、当該業務を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、書面により委託者の承諾を得たときは、この限りではない。

## 車両使用に係る特記仕様書（5）

本契約に基づき輸送を行う際に使用する自動車は車種規制非適合車以外の自動車でなければならない。

「車種規制非適合車」とは「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車 NOx・PM 法）」に定める窒素酸化物排出基準又は粒子状物質排出基準に適合しない自動車をいう。

車両使用に関する問合せ  
大阪市環境局環境管理部環境管理課  
自動車排ガス対策グループ  
電話：06-6615-7965

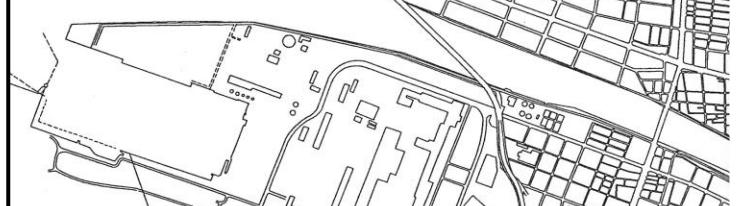
## 位置図



### 凡 例

■ : 業務範囲  
臨港道路等

(予定地含む、近接する大阪港湾局所管施設等含む)



公益財団法人自動車リサイクル促進センター 行

## 放棄車両預託確認・申請書

申請日

FAX: 03-5733-3476 / E-mail: shikin-j@jarc.or.jp

申請番号: 

地方公共団体コード				
...	...	...	...	...

引取依頼日 

...	...	...	...	...	...	...
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

連番 

...	...
-----	-----

1引取依頼日の記入例(2014年4月1日⇒140401)

記載確認チェック欄↓

申請者	①自治体名・住所 ※「郵便振込依頼書」または「自動車リサイクル料金振込依頼書」を送付する際の宛名となりますのでお間違いのないようお願い致します。	住所	〒 <table border="1" style="display: inline-table; width: 100px; height: 20px; vertical-align: middle;"></table> <table border="1" style="display: inline-table; width: 100px; height: 20px; vertical-align: middle;"></table>											チェック <input type="checkbox"/>	
			(カナ)												
	②部署名/担当者名	部署							担当者	(カナ)					チェック <input type="checkbox"/>
	③電話/FAX番号														
	④引取事業者用事業所コード	引取業者							担当者	(カナ)					チェック <input type="checkbox"/>
	⑤引取事業者名/担当者名														
	⑥FAX番号	FAX											チェック <input type="checkbox"/>		
支払方法	<input type="checkbox"/> ゆうちょ銀行 払込													<input type="checkbox"/> その他の金融機関 振込	

## 車両情報 \*引取業者に必ず確認してください。

登録/車両番号	車名	車台番号	区分	用途	長さ×幅(実寸) (単位:cm)	エアバッグ類	フロン類	チェック
			登録 <input type="radio"/> 軽 <input type="radio"/>	乗用 <input type="radio"/> 貨物 <input type="radio"/> 乗合 <input type="radio"/>	×	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
			登録 <input type="radio"/> 軽 <input type="radio"/>	乗用 <input type="radio"/> 貨物 <input type="radio"/> 乗合 <input type="radio"/>	×	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
			登録 <input type="radio"/> 軽 <input type="radio"/>	乗用 <input type="radio"/> 貨物 <input type="radio"/> 乗合 <input type="radio"/>	×	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
			登録 <input type="radio"/> 軽 <input type="radio"/>	乗用 <input type="radio"/> 貨物 <input type="radio"/> 乗合 <input type="radio"/>	×	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
			登録 <input type="radio"/> 軽 <input type="radio"/>	乗用 <input type="radio"/> 貨物 <input type="radio"/> 乗合 <input type="radio"/>	×	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

## 【入力時の注意点】

- 画面に入力する場合、区分と用途はラジオボタンで選択してください。印刷して利用する場合、該当箇所に○を付けてください。実車から判断が出来ず車両情報のチェックが出来ない場合、区分は「登録」、用途は「乗用」を選択します。
- フロン類とエアバッグ類の「有」「無」は、必ずチェックしてください。

ページ目

全ページ数

引取業者名: \_\_\_\_\_

公益財団法人 自動車リサイクル促進センター行

FAX No:03-5733-3476

担当者名: \_\_\_\_\_

Tel: \_\_\_\_\_

**車台番号「石ずり」コピー台紙**

以下に、別紙『放棄車両預託確認・申請書』に記した車台番号の「石ずり」を添付します。

\*車台番号の石ずりが採取不可の場合はコーチョンプレートで代用が可能です。なお、石ずり又はコーチョンプレートで車台番号の確認ができない場合は、申請書の車台番号欄と石ずりコピー台紙の車台番号欄に「不明」と記入してください。

申請番号	地方公共団体コード	引取依頼日	連番	申請台数合計	台

採取した車台番号の「石ずり」

(添付)

(手書き車台番号)

**注意事項:**

- ・『放棄車両預託確認・申請書』に記載された、順番で「石ずり」を添付して下さい。
- ・取得いただいた車台番号の「石ずり」判読のために、添付の下に手書きにて車台番号を記入して下さい。
- ・ページ数が多い場合は、本紙をコピーしてご使用ください。

(別紙3)

## 作業報告書

令和 年 月 日

大阪港湾局  
施設管理部 施設課長 様

次のとおり報告します。

受注者の住所又は事務所所在地

受注者の商号又は名称

受注者の代表者氏名

依頼日	令和 年 月 日	依頼番号	一
場所	区	丁目	番先
車両	(メーカー)	(車種)	(色)
車台番号			
撤去日			
備考			

記録写真貼付位置

※欄に収まらない場合は、別紙のとおりと記載し、別添とすること。